

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	37
3. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	43
4. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	98
5. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	103
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	104

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IFRS任意適用会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。) <u>第312条又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)</u> <u>第326条第2項</u>に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。</p> <p>(1) の2～(1) の6 (略)</p> <p>(2) 親会社 <u>財務諸表等規則</u>第8条第3項に規定する親会社をいう。</p> <p>(3) ～(21) (略)</p> <p>(22) 監査証明に相当する証明 監査証明府令<u>第1条の2</u>に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。</p> <p>(23) ～(29) (略)</p> <p>(30) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び法第24条の5において準用する場合を含む。))又は法第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IFRS任意適用会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。) <u>第93条</u>に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。</p> <p>(1) の2～(1) の6 (略)</p> <p>(2) 親会社 <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)</u> (以下「財務諸表等規則」という。) <u>第8条第3項</u>に規定する親会社をいう。</p> <p>(3) ～(21) (略)</p> <p>(22) 監査証明に相当する証明 監査証明府令<u>第1条の3</u>に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。</p> <p>(23) ～(29) (略)</p> <p>(30) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2、<u>法第24条の4の7</u>及び法第24条の5において準用する場合を含む。))又は法第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は法第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等</p>

等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。

(31)～(42)の2 (略)

(削る)

(削る)

(43) 四半期会計期間 1 事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。

(43)の2 四半期累計期間 事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。

(43)の3 四半期連結会計期間 1 連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。

若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。

(31)～(42)の2 (略)

(43) 四半期財務諸表等 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。

(43)の2 四半期報告書 法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(43)の4 四半期連結累計期間 連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。

(43)の5 (略)

(43)の6 (略)

(43)の7 (略)

(44)～(69) (略)

(70) 中間財務諸表等 中間財務諸表 (中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書 (法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の上欄に掲げる会社にあつては、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書) をいう。) 及び中間連結財務諸表 (中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書 (同表の第2号又は第3号の上欄に掲げる会社にあつては、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書) をいう。) 又は中間会計期間に係る財務書類をいう。

(71)～(75)の13 (略)

(削る)

(75)の14 (略)

(76)～(79)の3 (略)

(80) 買収への対応方針 上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当て等を行うことにより当該上場会社に対する買収 (主に、買収者が上場会社の

(新設)

(43)の3 (略)

(43)の4 (略)

(43)の5 (略)

(44)～(69) (略)

(70) 中間財務諸表等 中間財務諸表 (中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。) 及び中間連結財務諸表 (中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。) をいう。

(71)～(75)の13 (略)

(75)の14 特定事業会社 開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。

(75)の15 (略)

(76)～(79)の3 (略)

(80) 買収防衛策 上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収 (会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。

株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。）に対抗する旨を定めた対応の方針をいう。

(80) の2 買収への対抗措置 買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当て等の具体的な行為をいう。

(81) ～ (88) の3 (略)

(89) 有価証券報告書等 有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。

(90) ～ (96) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

2～5 (略)

6 スタンダード市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビュー（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査又は期中レビューを除く。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書（テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を除く。以下同じ。）を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定

以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。

(新設)

(81) ～ (88) の3 (略)

(89) 有価証券報告書等 有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。

(90) ～ (96) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

2～5 (略)

6 スタンダード市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあつては、中間監査を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査又は四半期レビューを除く。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含むものとし、テクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者にあつては、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を除く。以下同

める外国会社である場合には、この限りでない。

7 スタンダード市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、同項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書を提出するものとする。

8～12 （略）

（内国会社の形式要件）

第205条 内国株券に係る第207条に定めるスタンダード市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) （略）

(6) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b （略）

c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報

じ。)を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 スタンダード市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）を提出するものとする。

8～12 （略）

（内国会社の形式要件）

第205条 内国株券に係る第207条に定めるスタンダード市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(5) （略）

(6) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b （略）

c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報

告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d (略)

(7) 登録上場会社等監査人による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

(8) ~ (13) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第210条 (略)

2~5 (略)

6 プライム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビ

告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d (略)

(7) 登録上場会社等監査人による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(8) ~ (13) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第210条 (略)

2~5 (略)

6 プライム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期

レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

- 7 プライム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、同項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書を提出するものとする。

8～12 （略）

（新規上場申請に係る提出書類等）

第216条 （略）

2～5 （略）

- 6 グロース市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

- 7 グロース市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上

レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

- 7 プライム市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8～12 （略）

（新規上場申請に係る提出書類等）

第216条 （略）

2～5 （略）

- 6 グロース市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

- 7 グロース市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社及びテクニカル上場規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規上場申請者を除く。）は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上

場を承認する時までには、施行規則で定めるところにより、同項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書を提出するものとする。

8～12 （略）

（内国会社の形式要件）

第217条 内国株券に係る第219条に定めるグロース市場の上場審査は、次の各号に適合するもの（第205条第10号a及びcに掲げる内国株券の新規上場申請が同時に行われた場合における、当該cに掲げる内国株券の上場審査については、第1号並びに第2号a及びbに代えて第205条第1号並びに第2号a及びbに適合するもの）を対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) （略）

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a （略）

b 前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は

場を承認する時までには、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8～12 （略）

（内国会社の形式要件）

第217条 内国株券に係る第219条に定めるグロース市場の上場審査は、次の各号に適合するもの（第205条第10号a及びcに掲げる内国株券の新規上場申請が同時に行われた場合における、当該cに掲げる内国株券の上場審査については、第1号並びに第2号a及びbに代えて第205条第1号並びに第2号a及びbに適合するもの）を対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) （略）

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a （略）

b 前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期

参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

d (略)

(6) 登録上場会社等監査人による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等及び中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

(7) (略)

(新株予約権証券の上場)

第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券等を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するとき上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

a (略)

b 直前の中間会計期間又は事業年度（直近で提出した半期報告書又は有価証券報告書が対象とする中間会計期間又は事業年度をいう。）の末日において純資産の額が正でない状態であること。この場合における純資産の額の取扱いは施行規則で定める。

(4) (略)

2～4 (略)

財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

d (略)

(6) 登録上場会社等監査人による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(7) (略)

(新株予約権証券の上場)

第304条 第301条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券等を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するとき上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

a (略)

b 直前の四半期会計期間又は事業年度（直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。）の末日において純資産の額が正でない状態であること。この場合における純資産の額の取扱いは施行規則で定める。

(4) (略)

2～4 (略)

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからarまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～ai (略)

aj 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

ak 財務諸表等、中間財務諸表等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

akの2 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第18条の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

al～ar (略)

(2) 次のaからxまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～n (略)

nの2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからarまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～ai (略)

aj 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

ak 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

akの2 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

al～ar (略)

(2) 次のaからxまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～n (略)

nの2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請

求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたことをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

o・p（略）

q 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（第2四半期会計期間を除く。）の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

r・s（略）

t 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理

求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

o・p（略）

q 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

r・s（略）

t 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法

大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a kの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

uの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第18条の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

v 財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

vの2～x （略）

（決算短信等）

第404条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a kの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

uの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

v 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。

vの2～x （略）

（決算短信等）

第404条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合

は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(新設)

2 前項に規定する場合のほか、上場会社は、四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容を定めるものとし、その内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、当該決算の内容には、施行規則で定めるところにより作成する四半期財務諸表等を含めるものとする。

3 上場会社（半期報告書に含まれる中間財務諸表等に対して、公認会計士等による中間監査報告書又は期中レビュー報告書の添付が求められていない上場外国会社を除く。次項において同じ。）は、施行規則で定める場合に該当したときは、当該場合に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間、前項に規定する四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受けなければならない。

(新設)

4 上場会社は、第2項に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受けた場合は、当該公認会計士等が施行規則で定めるところにより作成した期中レビュー報告書を添付し、同項に定める開示を行うものとする。

(新設)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第415条 (略)

第415条 (略)

2 前項の規定により照会を受けた上場会社は、当取引所が同項の報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の当取引所への報告を行うものとする。

(新設)

3 第1項の規定による照会に係る事実（前項の規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

4 (略)

5 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第416条 上場会社は、第402条から第411条の2まで又は前条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第404条第1項の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと当取引所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

3 上場会社は、第404条第3項の規定により公認会計士等の期中レビューを受けた四半期財務諸表等について第1項の規定により変更又は訂正する場合において、同条第2項に規定する四半期財務諸表等を改めて作成するときは、当該四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受け、同条第4項に規定するレビュー報告書を添付し、第1項の開示を行うものとする。

4 第413条から第414条までの規定は、前3項の規定に基づく開示について準用する。

(公認会計士等)

第438条 上場内国会社は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査

3 (略)

4 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第416条 上場会社は、第402条から第411条の2まで又は前条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第404条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと当取引所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

(新設)

3 第413条から第414条までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。

(公認会計士等)

第438条 上場内国会社は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の

証明等を行う公認会計士等として選任するものとする。

2 上場内国会社は、第404条第2項に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受ける場合には、当該発行者の会計監査人を、当該四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等として選任するものとする。

(買収への対応方針の導入に係る遵守事項)

第440条 上場会社は、買収への対応方針を導入(買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。)する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収への対抗措置の発動(買収への対抗措置を実行することをいう。以下同じ。)及び廃止(発動された買収への対抗措置を取り止めることをいう。)の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること。

(上場内国会社の上場維持基準)

第501条 (略)

監査証明等を行う公認会計士等として選任するものとする。

(新設)

(買収防衛策の導入に係る遵守事項)

第440条 上場会社は、買収防衛策を導入(買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。)する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収防衛策の発動(買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。)及び廃止(買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。)の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

(上場内国会社の上場維持基準)

第501条 (略)

2～4 (略)

5 上場内国会社は、第1項第1号d、第2号d又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間(第2四半期累計期間を除く。)又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間(第2四半期連結累計期間を除く。)に係る決算の内容を第404条第1項又は第2項の定めるところにより開示するまでに、第3項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

6 (略)

(上場外国会社の上場維持基準)

第502条 (略)

2～4 (略)

5 上場外国会社は、第1項各号又は第2項各号の規定による前条第1項第1号d、第2号d若しくは第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間(第2四半期累計期間を除く。)又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間(第2四半期連結累計期間を除く。)に係る決算の内容を第404条第1項又は第2項の定めるところにより開示するまでに、第3項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

6 (略)

(特別注意銘柄の指定及び指定解除)

2～4 (略)

5 上場内国会社は、第1項第1号d、第2号d又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示するまでに、第3項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

6 (略)

(上場外国会社の上場維持基準)

第502条 (略)

2～4 (略)

5 上場外国会社は、第1項各号又は第2項各号の規定による前条第1項第1号d、第2号d若しくは第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示するまでに、第3項に規定する計画書の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

6 (略)

(特別注意銘柄の指定及び指定解除)

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 次のa から c までのいずれかに該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

c 上場会社の第404条第2項に規定する四半期財務諸表等に、同条第4項の規定により、期中レビュー報告書が添付された場合であって、当該期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されたとき。ただし、「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3) ~ (5) (略)

第503条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができる。

(1) (略)

(2) 次のa 又は b に該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(新設)

(3) ~ (5) (略)

2～11 (略)

12 第415条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく照会について準用する。

13 (略)

(特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出)

第505条の2 当取引所は、第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第13項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し当取引所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を求めることができる。

2 第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第13項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券等の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

3～5 (略)

(実効性の確保に係る規定の審査における当取引所への協力義務)

第511条 上場会社は、当取引所が第503条から第509条までの規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。)

2～11 (略)

(新設)

12 (略)

(特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出)

第505条の2 当取引所は、第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券等の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し当取引所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を求めることができる。

2 第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券等の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

3～5 (略)

(新設)

次項において同じ。) に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 上場会社は、前項の規定により当取引所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、当取引所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (6) (略)

(7) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書

(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。)に、内閣総理大臣等に提出しなかつた場合

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

第503条第1項第2号a又はbに該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(9) ~ (20) (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (6) (略)

(7) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。)に、内閣総理大臣等に提出しなかつた場合

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

第503条第1項第2号に該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

(9) ~ (20) (略)

2 (略)

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第604条 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券等の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例)

第715条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により上場した上場内国会社についての第501条の適用については、同条第3項から第5項までを次のとおりとする。

3 上場内国会社は、第1項各号に定める基準に適合しない状態となった場合は、当該状態となった時から起算して3か月以内（天災地変等、上場内国会社の責めに帰すべからざる事由により、3か月以内に提出することが困難であると当取引所が認める場合は、この限りでない。）に、施行規則で定める期間内に当該基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画書の提出を行わなければならない。ただし、第1号bの(c)、第2号bの(c)又は第3号のb(c)に定める基準に適合しない状態となった場合で、第715条第1項から第3項までに規定する計画書の提出を行っているときはこの限りでない。

2 (略)

(当取引所への協力義務)

第604条 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券等の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例)

第715条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により上場した上場内国会社についての第501条の適用については、同条第3項から第5項までを次のとおりとする。

3 上場内国会社は、第1項各号に定める基準に適合しない状態となった場合は、当該状態となった時から起算して3か月以内（天災地変等、上場内国会社の責めに帰すべからざる事由により、3か月以内に提出することが困難であると当取引所が認める場合は、この限りでない。）に、施行規則で定める期間内に当該基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画書の提出を行わなければならない。ただし、第1号bの(c)、第2号bの(c)又は第3号のb(c)に定める基準に適合しない状態となった場合で、第715条第1項から第3項までに規定する計画書の提出を行っているときはこの限りでない。

4 上場内国会社は、第1項各号に定める基準に適合するまでの間、前項又は第715条第1項から第3項までの規定により提出した計画書の内容について訂正又は変更すべき事情が生じた場合は、直ちに訂正又は変更後の計画書の提出を行わなければならない。

5 上場内国会社は、第1項第1号d、第2号d又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容を第404条第1項又は第2項の定めるところにより開示するまでに、第1項第1号bの(c)、第2号bの(c)又は第3号bの(c)に定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項又は第715条第1項から第3項までに規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度の末日から起算して3か月以内に、第3項又は第715条第1項から第3項までに規定する計画の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

(会社情報の開示)

第806条 (略)

2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株等の発行者は、第404条第1項又は第2項の規定に基づき決算の内容を開示する場合には、当該取得についての方針については、併せてその内容を開示しなければならない。

3 (略)

4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に規定する

4 上場内国会社は、第1項各号に定める基準に適合するまでの間、前項又は第715条第1項から第3項までの規定により提出した計画書の内容について訂正又は変更すべき事情が生じた場合は、直ちに訂正又は変更後の計画書の提出を行わなければならない。

5 上場内国会社は、第1項第1号d、第2号d又は第3号eに定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項に規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示するまでに、同項第1号bの(c)、第2号bの(c)又は第3号bの(c)に定める基準に適合しない状態となった場合は、第3項又は第715条第1項から第3項までに規定する計画書を提出してから当該基準に適合するまでの間、各事業年度の末日から起算して3か月以内に、第3項又は第715条第1項から第3項までに規定する計画の進捗状況について記載した書面の提出を行わなければならない。

(会社情報の開示)

第806条 (略)

2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株等の発行者は、第404条の規定に基づき決算の内容を開示する場合には、当該取得についての方針については、併せてその内容を開示しなければならない。

3 (略)

4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に規定する

事項及び第2号に規定する事実にあつては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象子会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合

(3)の2 対象子会社の四半期累計期間(第2四半期累計期間を除く。)又は四半期連結累計期間(第2四半期連結累計期間を除く。)に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

5～7 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第829条 (略)

2～5 (略)

6 新規優先出資証券上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付し、提出するものとする。

7 新規優先出資証券上場申請者(第832条の規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規優先出資証券上場申請者を除く。)は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー

事項及び第2号に規定する事実にあつては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象子会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合

(新設)

(4)・(5) (略)

5～7 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第829条 (略)

2～5 (略)

6 新規優先出資証券上場申請者は、第2項から前項までに掲げる提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付し、提出するものとする。

7 新規優先出資証券上場申請者(第832条の規定の適用を受けて新規上場申請を行う新規優先出資証券上場申請者を除く。)は、当取引所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時まで、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー

(施行規則で定めるものを除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書を提出するものとする。

8～12 (略)

(改善に向けた計画の開示)

第836条 (略)

2 上場優先出資証券の発行者は、前条第1項第4号に定める「上場優先出資証券の発行者の事業年度の末日に、純資産の額が正でない場合(施行規則で定める場合を除く。)」に該当することとなった場合は、前項に規定する書面を提出及び開示してから当該状況を解消するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間(第2四半期累計期間を除く。)又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間(第2四半期連結累計期間を除く。)に係る決算の内容を第842条第5項において準用する第404条第1項又は第2項の定めるところにより開示するまでの間において、前項に規定する計画の進捗状況について記載した書面の開示を行わなければならない。

(準用規定等)

第842条 (略)

2～6 (略)

7 第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上場優先株等、上場優先証券及び上場優先出資証券の発行者に対する実効性の確保について準用する。

8～10 (略)

(上場廃止基準)

二(施行規則で定めるものを除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書を提出するものとする。

8～12 (略)

(改善に向けた計画の開示)

第836条 (略)

2 上場優先出資証券の発行者は、前条第1項第4号に定める「上場優先出資証券の発行者の事業年度の末日に、純資産の額が正でない場合(施行規則で定める場合を除く。)」に該当することとなった場合は、前項に規定する書面を提出及び開示してから当該状況を解消するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第842条第5項において準用する第404条の定めるところにより開示するまでの間において、前項に規定する計画の進捗状況について記載した書面の開示を行わなければならない。

(準用規定等)

第842条 (略)

2～6 (略)

7 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場優先株等、上場優先証券及び上場優先出資証券の発行者に対する実効性の確保について準用する。

8～10 (略)

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分に従い、当該aからdまでに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)及び(b)に定める場合

(a) (略)

(b) 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと当取引所が認めたとき
イ (略)

ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

ハ 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビ

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次のaからdまでに掲げる債券の区分に従い、当該aからdまでに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に従い、当該(a)及び(b)に定める場合

(a) (略)

(b) 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと当取引所が認めたとき
イ (略)

ロ 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合
(当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第1項第7号に規定する場合)

ハ 発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会

レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

b～d (略)

2 (略)

(上場審査基準)

第945条 E T N信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則（第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン）で定める。

(1) 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者が次のaからeまでに適合していること（保証者が存在する場合は、保証者が次のaからeまでに適合し、かつ、当該発行者がcからeまでに適合していること。この場合において、b中「新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者」とあるのは「新

計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第1項第8号（第503条第1項第2号aに該当する場合を除く。）に規定する場合）。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

b～d (略)

2 (略)

(上場審査基準)

第945条 E T N信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則（第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン）で定める。

(1) 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者が次のaからeまでに適合していること（保証者が存在する場合は、保証者が次のaからeまでに適合し、かつ、当該発行者がcからeまでに適合していること。この場合において、b中「新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者」とあるのは「新

規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a・b (略)

c 最近(「最近」の計算は、基準事業年度(有価証券報告書等に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この章において同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d (略)

e 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a・b (略)

c 最近(「最近」の計算は、基準事業年度(有価証券報告書等に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この章において同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等。以下この章において同じ。)が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d (略)

e 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書。以下この章において同じ。)において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、「無限定の結論」。以下この章において同じ。)が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

(上場E T Nに関する情報の開示)

第947条 (略)

2 上場E T N信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者が、次のaからqまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～k (略)

1 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

m 財務諸表等、中間財務諸表等又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

mの2 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第18条の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出(本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。)

n～q (略)

(2) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者に、次のaからkまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～h (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

(上場E T Nに関する情報の開示)

第947条 (略)

2 上場E T N信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者が、次のaからqまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～k (略)

1 有価証券報告書又は半期報告書(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社にあつては、四半期報告書。以下この章において同じ。)に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

m 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

mの2 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出(本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。)

n～q (略)

(2) 上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者に、次のaからkまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～h (略)

i 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号mの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと

iの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第18条の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

j・k (略)

(3) (略)

(4) 上場ETN信託受益証券の発行者が前号若しくは第404条に基づく開示を行った場合又は上場ETN信託受益証券の保証者が第404条に基づく開示を行った場合において、施行規則で定める信用状況等に関する情報が定まったとき

(5)～(9) (略)

3 (略)

(上場廃止基準)

第951条 上場ETN信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

i 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、法第24条の4の7第1項に定める期間内）に提出できる見込みのないこと（前号mの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと

iの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

j・k (略)

(3) (略)

(4) 上場ETN信託受益証券の発行者が前号若しくは第404条に基づく開示を行った場合又は上場ETN信託受益証券の保証者が第404条に基づく開示を行った場合には、施行規則で定める信用状況等に関する情報を開示しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 (略)

(上場廃止基準)

第951条 上場ETN信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場E T N信託受益証券の発行者が次の a から g までのいずれかに該当する場合

(保証者が存在する場合は、保証者が次の a から g までのいずれか又は当該発行者が e から g までのいずれかに該当する場合。この場合において、f 中「上場E T N信託受益証券の発行者」とあるのは「上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a ～ e (略)

f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場E T N信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(1) 上場E T N信託受益証券の発行者が次の a から g までのいずれかに該当する場合

(保証者が存在する場合は、保証者が次の a から g までのいずれか又は当該発行者が e から g までのいずれかに該当する場合。この場合において、f 中「上場E T N信託受益証券の発行者」とあるのは「上場E T N信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。)

a ～ e (略)

f 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場E T N信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、法第24条の4の7第1項に定める期間）の経過後1か月以内（施行規則で定める場

(2)・(3) (略)

2 (略)

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第952条 上場ETN信託受益証券の発行者は、当取引所が上場ETN信託受益証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明又は第404条第2項に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(準用規定等)

第957条 (略)

2～4 (略)

5 第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。この場合において、第947の2の規定は、第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETNに関する情報の開示に係る規定とみなす。

6 (略)

(上場指標連動型ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

合にあっては、施行規則で定める期間内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

(当取引所への協力義務)

第952条 上場ETN信託受益証券の発行者は、当取引所が上場ETN信託受益証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(準用規定等)

第957条 (略)

2～4 (略)

5 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。この場合において、第947の2の規定は、第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETNに関する情報の開示に係る規定とみなす。

6 (略)

(上場指標連動型ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型E T F (外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次のaからjまでのいずれかに該当する場合(a及びbに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～e (略)

eの2 上場指標連動有価証券等組入型E T Fにあっては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合(当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき)であって、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき

(a) (略)

(b) 財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。

(c) 事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合)にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)の

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場指標連動型E T F (外国投資証券に該当する外国E T F及び当該外国E T Fを受託有価証券とする外国E T F信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次のaからjまでのいずれかに該当する場合(a及びbに掲げる事項にあっては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～e (略)

eの2 上場指標連動有価証券等組入型E T Fにあっては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合(当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき)であって、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき

(a) (略)

(b) 財務諸表等又は中間財務諸表等(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合)にあっては、四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。

(c) 事業年度又は中間会計期間(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合)にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)の末日にお

末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になったこと。

(d) 財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

(e) ~ (i) (略)

f ~ j (略)

(2) (略)

3 ~ 6 (略)

(実効性の確保)

第1111条 第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第1107条の3及び第1107条の4の規定は、第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETFに関する情報の開示に係る規定とみなす。

いて純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になったこと。

(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書)において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨)が記載されることとなったこと。

(e) ~ (i) (略)

f ~ j (略)

(2) (略)

3 ~ 6 (略)

(実効性の確保)

第1111条 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第1107条の3及び第1107条の4の規定は、第503条第1項第3号、第504条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETFに関する情報の開示に係る規定とみなす。

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第1113条 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～c (略)

d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次の(a)から(1)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a)～(j) (略)

(k) 特別支配株主(当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第166条第4項に規定する公表がされたことをいう。))ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(1) (略)

(2)～(3) (略)

(当取引所への協力義務)

第1113条 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～c (略)

d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次の(a)から(1)までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

(a)～(j) (略)

(k) 特別支配株主(当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。))ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(1) (略)

(2)～(3) (略)

3～7 (略)

(実効性の確保)

第1217条 第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第1219条 (略)

(実効性の確保)

第1317条 第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上場ベンチャーファンドに対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第1319条 (略)

(実効性の確保)

第1414条 第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上場カントリーファンドに対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第1416条 (略)

(実効性の確保)

第1519条 第503条から第506条まで及び第508条から第511条までの規定は、上

3～7 (略)

(実効性の確保)

第1217条 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。

(当取引所への協力義務)

第1219条 (略)

(実効性の確保)

第1317条 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ベンチャーファンドに対する実効性の確保について準用する。

(当取引所への協力義務)

第1319条 (略)

(実効性の確保)

第1414条 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場カントリーファンドに対する実効性の確保について準用する。

(当取引所への協力義務)

第1416条 (略)

(実効性の確保)

第1519条 第503条から第506条まで及び第508条から第510条までの規定は、上

場インフラファンドに対する実効性の確保について準用する。

(上場廃止に係る該当性の判断における当取引所への協力義務)

第1522条 (略)

(上場管理等)

第1604条 (略)

2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。

(1) (略)

(2) 当取引所が、第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第13項の規定により日本取引所グループについて特別注意銘柄への指定の解除を行った場合

(3) ~ (6) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第204条、第205条、第210条、第216条、第217条、第829条及び第945条の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等及び形式要件から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等及び形式要件については、なお従前の例による。

場インフラファンドに対する実効性の確保について準用する。

(当取引所への協力義務)

第1522条 (略)

(上場管理等)

第1604条 (略)

2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに金融庁長官に報告するものとする。

(1) (略)

(2) 当取引所が、第503条第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第12項の規定により日本取引所グループについて特別注意銘柄への指定の解除を行った場合

(3) ~ (6) (略)

- 3 改正後の第304条（第842条で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出した上場会社から適用し、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出していない上場会社については、なお従前の例による。
- 4 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第402条第1号a j及びa kの2、同条第2号tからvまで、第503条第1項第2号b、第601条第1項第7号、第912条第1項第2号a（b）、第947条第2項第1号1及びmの2、同条第2号i及びiの2並びに第1107条第2項第1号eの2（d）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第402条第1号a k、第404条、第416条、第438条、第501条、第502条、第715条、第806条、第836条、第947条第2項第1号m及び第951条の規定は、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間又は中間会計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 削除</u></p> <p>(14)～(35)の2 (略)</p> <p>(36) 日本会計基準 <u>連結財務諸表</u>の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)に規定する企業会計の基準をいう。</p> <p>(37)～(48) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間若しくは中間会計期間又は第2四半期連結累計期間若しくは第2四半期累計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 四半期報告書 法第24条の4の7第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する四半期報告書(同条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。</u></p> <p>(14)～(35)の2 (略)</p> <p>(36) 日本会計基準 <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)</u>、<u>四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>に規定する企業会計の基準をいう。</p> <p>(37)～(48) (略)</p>

(会社情報の開示)

第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa tまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～a i (略)

a j 有価証券報告書若しくは発行者情報又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動

a k 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a l 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第18条の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

a m～a t (略)

(2) 次のaからyまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～p (略)

q 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は

(会社情報の開示)

第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa tまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～a i (略)

a j 有価証券報告書若しくは発行者情報又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動

a k 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a l 開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券等が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）

a m～a t (略)

(2) 次のaからyまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～p (略)

q 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間

四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格

（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

r （略）

s 有価証券報告書若しくは発行者情報又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動（業務執行を決定する機関が、当該監査法人の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

t 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a1に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

tの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項

の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。

r （略）

s 有価証券報告書若しくは発行者情報又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動（業務執行を決定する機関が、当該監査法人の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

t 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a1の2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

tの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する

又は第18条の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

- u 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は監査法人の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

v～y (略)

(子会社等の情報の開示)

第119条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに規定する法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに規定する法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社が連動子会社(取引規制府令第49条第1項第11号に規定する連動子会社をいう。以下この号において同じ。)を有

承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

- u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は監査法人の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨(特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載されることとなったこと。

v～y (略)

(子会社等の情報の開示)

第119条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに規定する法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに規定する法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社が連動子会社(取引規制府令第49条第11号に規定する連動子会社をいう。以下この号において同じ。)を有してい

している場合には、前2号のほか、当該連動子会社が次のa又はbに該当する場合

a・b (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第125条 (略)

2 前項の規定は、上場会社が第118条から第123条まで、次条又は第127条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第129条 (略)

2 前項の規定により照会を受けた上場会社は、当取引所が同項の報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の当取引所への報告を行うものとする。

3 第1項の規定による照会に係る事実（前項の規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ適当と当取引所が認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

4 (略)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第133条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、MSCB等の発行、買収への対応方針の導入その他の施行規則で定める行為を行うにあたっては、施行規則で定めるところにより、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

る場合には、前2号のほか、当該連動子会社が次のa又はbに該当する場合

a・b (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第125条 (略)

2 前項の規定は、上場会社が第118条から第123条まで、次条又は第127条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第129条 (略)

(新設)

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが、必要かつ適当と当取引所が認めるときは、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 (略)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第133条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当て、株式分割等、MSCB等の発行、買収防衛策の導入その他の施行規則で定める行為を行うにあたっては、施行規則で定めるところにより、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

(開示内容の変更又は訂正)

第216条 (略)

2 前項の規定は、上場債券の発行者等が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

付 則

1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第118条、第125条及び第216条の規定の適用については、なお従前の例による。

(開示内容の変更又は訂正)

第216条 (略)

2 前項の規定は、上場債券の発行者等が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編～第6編 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>別添(別添1～別添9)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「ETN」、「ETN信託受益証券」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国投資証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主等基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「国際統一基準金庫」、「国際統一基準行等」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「資産運用会社」、「指定振替機関」、「支配株主」、「<u>四半期会計期間</u>」、「<u>四半期累計期間</u>」、「<u>四半期連結会計期間</u>」、「<u>四半期連結累計期間</u>」、「受益証券」、「出資証券」、「上場ETN信託受益証券」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」</p>	<p>目次</p> <p>第1編～第6編 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>別添(別添1～別添8)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「IFRS任意適用会社」、「ETN」、「ETN信託受益証券」、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国投資証券」、「外国投資信託」、「外国投資法人」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「株主等基準日」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「議決権付株式」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「虚偽記載」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「国際統一基準金庫」、「国際統一基準行等」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「資産運用会社」、「指定振替機関」、「支配株主」、「<u>四半期財務諸表等</u>」、「<u>四半期報告書</u>」、「受益証券」、「出資証券」、「上場ETN信託受益証券」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外</p>

「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託法」、「投資法人」、「投資法人計算規則」、「特定有価証券開示府令」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「買収への対応方針」、「買収への対抗措置」、「発行者」、「半期報告書」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、ETN、ETN信託受益証券、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国投資証券、外国投資信託、外国投資法人、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主等基準日、関係会

国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場議決権付株式」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場無議決権株式」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「第三者割当」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「投資証券」、「投資信託」、「投資信託委託会社」、「投資信託法」、「投資法人」、「投資法人計算規則」、「特定事業会社」、「特定有価証券開示府令」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内部統制報告書」、「買収防衛策」、「発行者」、「半期報告書」、「非参加型優先株」、「振替法」、「法」、「募集株式」、「募集株式等」、「本国」、「本国等」、「無議決権株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定するIFRS任意適用会社、ETN、ETN信託受益証券、委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国投資証券、外国投資信託、外国投資法人、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、株主等基準日、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グ

社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、虚偽記載、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、国際統一基準金庫、国際統一基準行等、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、資産運用会社、指定振替機関、支配株主、四半期会計期間、四半期累計期間、四半期連結会計期間、四半期連結累計期間、受益証券、出資証券、上場E T N信託受益証券、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託法、投資法人、投資法人計算規則、特定有価証券開示府令、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収への対応方針、買収への対抗措置、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (5) (略)

ループ、企業集団、議決権付株式、基準日等、協同組織金融機関、虚偽記載、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、国際統一基準金庫、国際統一基準行等、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、資産運用会社、指定振替機関、支配株主、四半期財務諸表等、四半期報告書、受益証券、出資証券、上場E T N信託受益証券、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場議決権付株式、上場交換社債券、上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場無議決権株式、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、第三者割当、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、投資信託、投資信託委託会社、投資信託法、投資法人、投資法人計算規則、特定事業会社、特定有価証券開示府令、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内部統制報告書、買収防衛策、発行者、半期報告書、非参加型優先株、振替法、法、募集株式、募集株式等、本国、本国等、無議決権株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (5) (略)

(5)の2 期中レビュー 規程第204条第6項に規定する期中レビューをいう。

(新設)

(5)の3 期中レビュー概要書 規程第204条第7項に規定する期中レビュー概要書をいう。

(新設)

(5)の4 期中レビュー報告書 規程第204条第6項に規定する期中レビュー報告書をいう。

(新設)

(6)～(12) (略)

(6)～(12) (略)

(13) 削除

(13) 四半期レビュー 規程第204条第6項に規定する四半期レビューをいう。

(削る)

(14) 四半期レビュー概要書 規程第204条第7項に規定する四半期レビュー概要書をいう。

(削る)

(14)の2 四半期レビュー報告書 規程第204条第6項に規定する四半期レビュー報告書をいう。

(14) (略)

(14)の3 (略)

(15)～(35) (略)

(15)～(35) (略)

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(13) (略)

(1)～(13) (略)

(13)の2 中間連結損益計算書等 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、又は中間連結損益及び包括利益計算書をいう。

(13)の2 四半期連結損益計算書等 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。

(13)の3～(18) (略)

(13)の3～(18) (略)

(18)の2 比較情報 財務諸表等規則第8条の2の2、第130条及び第211条並びに連結財務諸表規則第8条の3、第96条及び第192条に規定する比較情報をいう。

(18)の2 比較情報 財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)(以下「四半期財務諸表等規則」という。)第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)(以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第5条の3、中間財務諸表等

(19) ~ (20) の2 (略)

(21) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(22) ~ (28) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからcまでに定めるところによるものとする。

a・aの2 (略)

の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。

(19) ~ (20) の2 (略)

(21) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(22) ~ (28) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからcまでに定めるところによるものとする。

a・aの2 (略)

b aの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

c (略)

(4)～(11) (略)

3 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次のaからiまでのいずれかに掲げる書類を提出した場合 その写し。ただし、新規上場申請者が内国会社又は継続開示会社である外国会社である場合におけるaに掲げる書類については、訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a・b (略)

c 削除

d～i (略)

(6)～(8) (略)

b aの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

c (略)

(4)～(11) (略)

3 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次のaからiまでのいずれかに掲げる書類を提出した場合 その写し。ただし、新規上場申請者が内国会社又は継続開示会社である外国会社である場合におけるa及びcに掲げる書類については、訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a・b (略)

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

d～i (略)

(6)～(8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券等の上場日が基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合 当該事業年度の翌事業年度の間会計期間に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための半期報告書」(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。)である場合には、この限りでない。)。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第4号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(削る)

(9) 新規上場申請に係る株券等の上場日が次のaからcまでに該当する場合 当該aからcに規定する書類(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。))である場合には、この限りでない。

a 基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条

(削る)

(削る)

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) (略)

(2) 第204条第1項第4号若しくは同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」又は前条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等

(3) (略)

2 規程第204条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中

に定める作成基準に準じて作成するものとする(次のb及びcに定める「新規上場申請のための四半期報告書」において同じ。)。

b 基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第2四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

c 基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第3四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) (略)

(2) 第204条第1項第4号若しくは同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等又は前条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

(3) (略)

2 規程第204条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は

間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号bの規定に基づき財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第208条 規程第204条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号の規定により提出する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び期中レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、期中レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報

四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号bの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第208条 規程第204条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号の規定により提出する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告

告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第210条 規程第204条第10項に規定する第2項から第8項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 「新規上場申請のための半期報告書」

2・3 (略)

(上場承認時の提出書類)

第211条 (略)

2 規程第204条第11項に規定する施行規則で定める書類とは、第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2・3 (略)

4 規程第205条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第4号に規定する上場日における純資産の額については、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a又はbに規定する額を審査対象とするものとする。

書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第210条 規程第204条第10項に規定する第2項から第8項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 「新規上場申請のための四半期報告書」

2・3 (略)

(上場承認時の提出書類)

第211条 (略)

2 規程第204条第11項に規定する施行規則で定める書類とは、第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2・3 (略)

4 規程第205条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第4号に規定する上場日における純資産の額については、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a又はbに規定する額を審査対象とするものとする。

a 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書を作成した場合

直近の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書に記載された直前中間会計期間の末日における純資産の額

b (略)

(2) 前号 a に規定する直前中間会計期間の末日における純資産の額とは、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 1 5 3 条第 1 項又は第 2 6 3 条第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合又は同規則第 3 1 4 条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第 3 1 6 条の規定の適用を受ける場合は、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第 1 号 a に規定する直前中間会計期間の末日における純資産の額とは、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 1 8 2 条第 1 項又は第 2 8 1 条第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

a 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

b (略)

(2) 前号 a に規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 6 0 条第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合又は同規則第 9 4 条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第 9 5 条において準用する連結財務諸表規則第 9 5 条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第 1 号 a に規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 5 3 条第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(4) 前2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1号aに規定する直前中間会計期間の末日における純資産の額とは、新規上場申請者が中間連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が中間連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(5) 前号の場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、第1号aに規定する直前中間会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は第1号aに規定する直前中間会計期間の末日における同中値により行うものとする。

(6) 第1号aにおいて、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が同aに規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、第204条第1項第11号又は第204条第2項第7号の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額（第1号から前号までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この

(4) 前2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(5) 前号の場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

(6) 第1号aにおいて、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の当取引所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、当取引所が適当と認めるときにおいては、第204条第1項第11号又は第204条第2項第7号の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額（第1号から前号までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この

号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(7) 第1号aにおいて、新規上場申請者が同aに規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額

(当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(8) 第1号aにおいて、新規上場申請者が、同aに規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券等の公募を行う場合又は行った場合であって、直前中間会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

(9) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前中間会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「中間連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第153条第1項又は第263条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第

号の規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(7) 第1号aにおいて、新規上場申請者が同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額(保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。)を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(8) 第1号aにおいて、新規上場申請者が、同aに規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券等の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した当取引所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

(9) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条にお

45条の2第1項に規定する準備金等」と、「中間貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「中間連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合中間貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「經常利益金額」又は「經常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規程第205条第5号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書に基

いて準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表規則」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第5号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「經常利益金額」又は「經常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規程第205条第5号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書

づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、当取引所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、第1号から第3号までの規定は、中間連結損益計算書等又は中間損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

(6)～(10) (略)

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第205条第6号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(3) (略)

7～10 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第220条 規程第210条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続により当該各号に定める書類（第1号に規定する第2

に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、当取引所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、第1号から第3号までの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

(6)～(10) (略)

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第205条第6号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(3) (略)

7～10 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第220条 規程第210条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続により当該各号に定める書類（第1号に規定する第2

06条第4号dに定める書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定により適用する第206条第9号の規定に基づき「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合

同号に規定する期間の末日における中間貸借対照表。この場合において、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(監査報告書等)

第221条 (略)

2 規程第210条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第210条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

06条第4号dに定める書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定により適用する第206条第9号の規定に基づき「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合

同号aからcまでに規定する期間の末日における四半期貸借対照表。この場合において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等規則第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(監査報告書等)

第221条 (略)

2 規程第210条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第210条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項に掲げる書類のうち第207条第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号bの規定に基づき財務諸表等規則第328条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第222条 規程第210条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第210条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び期中レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、期中レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第225条 (略)

(1) 第1項に掲げる書類のうち第207条第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号bの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第222条 規程第210条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第210条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第225条 (略)

2 規程第210条第11項に規定する施行規則で定める書類とは、第218条第1項又は同条第2項第2号の規定に基づき提出する書類のうち第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」（Iの部に限る。）並びに第220条の規定に基づき提出する書類のうち第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

3・4 （略）

（内国会社の形式要件の取扱い）

第226条 （略）

2・3 （略）

4 規程第211条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

（1） （略）

（2） 前号の規定により準用する第212条第4項第2号の場合において、第220条第2号に定める中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。）が負でないことを要するものとする。

（3） 前号の規定は第1号の規定において準用する第212条第4項第1号bの場合について準用する。この場合において、前号中「中間貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第182条第1項又は第281条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 規程第211条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

2 規程第210条第11項に規定する施行規則で定める書類とは、第218条第1項又は同条第2項第2号の規定に基づき提出する書類のうち第204条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」（Iの部に限る。）並びに第220条の規定に基づき提出する書類のうち第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

3・4 （略）

（内国会社の形式要件の取扱い）

第226条 （略）

2・3 （略）

4 規程第211条第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

（1） （略）

（2） 前号の規定により準用する第212条第4項第2号の場合において、第220条第2号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。）が負でないことを要するものとする。

（3） 前号の規定は第1号の規定において準用する第212条第4項第1号bの場合について準用する。この場合において、前号中「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 規程第211条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第211条第5号bに規定する売上高とは、連結損益計算書等（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとする。

(3)～(5) (略)

(監査報告書等)

第234条 規程第216条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) (略)

(2) 第231条第1項第2号若しくは第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」又は第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等

2 規程第216条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

(1) (略)

(2) 規程第211条第5号bに規定する売上高とは、連結損益計算書等（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとする。

(3)～(5) (略)

(監査報告書等)

第234条 規程第216条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) (略)

(2) 第231条第1項第2号若しくは第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等又は第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

2 規程第216条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 規程第216条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号bの規定に基づき財務諸表等規則第328条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(監査概要書等)

第235条 規程第216条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第216条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び期中レビュー概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、期中レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関する監査概要書、中間監査

3 規程第216条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号bの規定に基づき財務諸表等規則第131条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること

(2) 略

(監査概要書等)

第235条 規程第216条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第216条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関

概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第238条 (略)

2 規程第216条第11項に規定する施行規則で定める書類とは、第231条第1項第2号及び第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第239条 (略)

2～4 (略)

5 規程第217条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第217条第5号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されていない場合は、基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(新株予約権証券の上場基準等)

する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(上場承認時の提出書類)

第238条 (略)

2 規程第216条第11項に規定する施行規則で定める書類とは、第231条第1項第2号及び第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(Iの部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

3・4 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第239条 (略)

2～4 (略)

5 規程第217条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第217条第5号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(新株予約権証券の上場基準等)

第306条 (略)

2・3 (略)

4 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額が正でないとは、連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は同規則第153条第1項若しくは同規則第263条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は中間貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は同規則第182条第1項若しくは第281条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認

第306条 (略)

2・3 (略)

4 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第304条第1項第3号bに規定する純資産の額が正でないとは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）が正でない場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異によ

めるものに限る。)を除外した額をいう。)が正でない場合をいう。

(2) (略)

5・6 (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 (略)

2 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) プライム市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

a・b (略)

c 第220条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であつて、かつ、半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(3)・(4) (略)

(5) プライム市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

a・b (略)

c 第220条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であつて、かつ、半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(6) (略)

3～6 (略)

(市場区分変更の形式要件の取扱い)

第309条 第212条第4項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第4号及び規程第211条第4号に規定する純資産の額について準用する。この場合におい

る影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が正でない場合をいう。

(2) (略)

5・6 (略)

(市場区分の変更申請の取扱い)

第308条 (略)

2 規程第306条第5項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) プライム市場への市場区分の変更申請を行う内国会社

a・b (略)

c 第220条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であつて、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(3)・(4) (略)

(5) プライム市場への市場区分の変更申請を行う外国会社

a・b (略)

c 第220条第2号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であつて、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(6) (略)

3～6 (略)

(市場区分変更の形式要件の取扱い)

第309条 第212条第4項の規定は、規程第308条の規定において準用する規程第205条第4号及び規程第211条第4号に規定する純資産の額について準用する。この場合におい

て、第212条第4項中「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書」とあるのは「半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項
会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

(2) 規程第402条第1号mに掲げる事項
a 事業の一部を譲渡する場合
次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

て、第212条第4項中「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項
会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。

(2) 規程第402条第1号mに掲げる事項
a 事業の一部を譲渡する場合
次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) ~ (d) (略)
- (e) 取引規制府令第49条第1項第8号イに掲げる事項
- b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合
次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) ~ (d) (略)
- (e) 取引規制府令第49条第1項第8号ロ又はハに掲げる事項
- (3) 規程第402条第1号oに掲げる事項
次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。
- a (略)
- b 取引規制府令第49条第1項第9号に定める事項
- (4) 規程第402条第1号pに掲げる事項
- a 業務上の提携を行う場合
次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること
- (a) (略)
- (b) 取引規制府令第49条第1項第10号イに掲げる事項
- b 業務上の提携の解消を行う場合
次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) (略)
- (b) 取引規制府令第49条第1項第10号ロに掲げる事項
- (5) 規程第402条第1号qに掲げる事項
次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。
- a ~ i (略)
- j 取引規制府令第49条第1項第11号に定める事項

- (a) ~ (d) (略)
- (e) 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項
- b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合
次の(a)から(e)までに掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) ~ (d) (略)
- (e) 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項
- (3) 規程第402条第1号oに掲げる事項
次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。
- a (略)
- b 取引規制府令第49条第9号に定める事項
- (4) 規程第402条第1号pに掲げる事項
- a 業務上の提携を行う場合
次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること
- (a) (略)
- (b) 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項
- b 業務上の提携の解消を行う場合
次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) (略)
- (b) 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項
- (5) 規程第402条第1号qに掲げる事項
次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。
- a ~ i (略)
- j 取引規制府令第49条第11号に定める事項

- (6) 規程第402条第1号rに掲げる事項
- a 固定資産を譲渡する場合
次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a)～(c) (略)
- (d) 取引規制府令第49条第1項第12号イに掲げる事項
- b 固定資産を取得する場合
次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) (略)
- (b) 取引規制府令第49条第1項第12号ロに掲げる事項
- (7) (略)
- (8) 規程第402条第1号tに掲げる事項
次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
- a～c (略)
- d 取引規制府令第49条第1項第13号に定める事項
- (9) 規程第402条第1号wに掲げる事項
次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。
- a (略)
- b 取引規制府令第49条第1項第14号に定める事項
- (10)～(12) (略)
- 2 (略)

(四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容)

第405条 規程第404条第2項に規定する四半期財務諸表等は、別添9「四半期財務諸表等作成基準」に準拠して作成するものとする。

- (6) 規程第402条第1号rに掲げる事項
- a 固定資産を譲渡する場合
次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a)～(c) (略)
- (d) 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項
- b 固定資産を取得する場合
次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) (略)
- (b) 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項
- (7) (略)
- (8) 規程第402条第1号tに掲げる事項
次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。
- a～c (略)
- d 取引規制府令第49条第13号に定める事項
- (9) 規程第402条第1号wに掲げる事項
次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。
- a (略)
- b 取引規制府令第49条第14号に定める事項
- (10)～(12) (略)
- 2 (略)

(新設)

2 規程第404条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に定める場合をいう。

(1) 直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書又は直近の半期報告書の間接財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書(直近の半期報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されている場合)においては、直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書)において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合

(2) 法第24条の2第1項又は法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書において、前号に該当する場合

(3) 直近の内部統制監査報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合

(4) 直近の内部統制報告書において、「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由」が記載されている場合

(5) 法第24条の4の5第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正内部統制報告書において、前号に該当する場合

(6) 直近の有価証券報告書をその事業年度経過後3か月以内（上場外国会社にあつてはその事業年度経過後6か月以内）に内閣総理大臣等に提出できない場合又は半期報告書を法第24条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる期間内（法第24条の5第10項の規定による通知を受けた上場外国会社にあつては、法第24条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる期間の末日又は施行令第4条の2の12に規定する起算日から15日を経過する日のいずれか遅い日まで）に内閣総理大臣等に提出できない場合。ただし、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。

(7) 直近の半期報告書において、法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される中間財務諸表等に監査証明府令第3条第1項の中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されている場合。ただし、当該半期報告書に係る中間会計期間若しくは中間連結会計期間が属する事業年度若しくは連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているとき又は財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。

(8) 規程第404条第4項の規定に基づく四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付結論」、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、当該四半期財務諸表等に係る四半期累計期間又は四半期連結累計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。

(9) 法第7条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正届出書（新規上場申請に

際して提出した有価証券届出書に係る訂正届出書に限る。)の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、上場会社が上場日以後に有価証券報告書を提出しているときを除く。

- 3 規程第404条第4項に規定する施行規則に定めるところにより作成した期中レビュー報告書とは、監査証明府令第3条第4項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビューの結果に基づき作成された期中レビュー報告書をいう。

(上場内国会社の上場維持基準の取扱い)

第501条 (略)

2～5 (略)

- 6 規程第501条第1項第1号d、第2号d及び第3号eに規定する純資産の額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第501条第1項第1号d、第2号d及び第3号eに規定する純資産の額とは、連結貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)をいい、上場会社が連結財務諸表を作

(上場内国会社の上場維持基準の取扱い)

第501条 (略)

2～5 (略)

- 6 規程第501条第1項第1号d、第2号d及び第3号eに規定する純資産の額の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第501条第1項第1号d、第2号d及び第3号eに規定する純資産の額とは、連結貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)をいい、上場会社が連結財務諸表を作

成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）をいう。

(2) (略)

7～9 (略)

(特別注意銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

第503条 (略)

2 規程第503条第4項第2号b(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b

(a)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる場合をいう。

(1) スタンダード市場又はプライム市場の上場会社

a 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間の中間財務諸表等又は四半期会計期間若しくは四半期連結会計期間の規程第404条第2項に規定する四半期財務諸表等（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報

成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）をいう。

(2) (略)

7～9 (略)

(特別注意銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

第503条 (略)

2 規程第503条第4項第2号b(a)、第7項第2号a及び第10項第1号b

(a)に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる場合をいう。

(1) スタンダード市場又はプライム市場の上場会社

a 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記

告書又は同項に規定する決算の内容が対象とするものをいう。)に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

- b スタンダード市場の上場会社においては規程第205条第5号、プライム市場の上場会社においては規程第211条第4号又は第5号aに適合していない場合。この場合において、規程第205条第5号又は同第211条第5号a中「基準事業年度（前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは、「直前事業年度」と、規程第211条第4号中「上場日」とあるのは、「直前の事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は規程第404条第2項に定める決算の内容が対象とする事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間をいう。）の末日」と、と読み替える。

(2) グロース市場の上場会社

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間における中間財務諸表等又は四半期会計期間若しくは四半期連結会計期間の規程第404条第2項に規定する四半期財務諸表等（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は同項に定める決算の内容が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

- 3 規程第503条第4項第2号b(b)、第7項第2号b及び第10項第1号b(b)に規定する施行規則で定める場合とは、直前の四半期会計期の末日において、第501条第6項の規

している場合

- b スタンダード市場の上場会社においては規程第205条第5号、プライム市場の上場会社においては規程第211条第4号又は第5号aに適合していない場合。この場合において、規程第205条第5号又は同第211条第5号a中「基準事業年度（前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは、「直前事業年度」と、規程第211条第4号中「上場日」とあるのは、「直前の四半期会計期間又は事業年度（直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。）の末日」と、と読み替える。

(2) グロース市場の上場会社

直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合

- 3 規程第503条第4項第2号b(b)、第7項第2号b及び第10項第1号b(b)に規定する施行規則で定める場合とは、直前の四半期

定に準じて算定される純資産の額が正でないときをいう。

4 (略)

5 規程第503条第13項に規定する施行規則で定める日とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日をいう。

(1) 規程第503条第13項第1号に定める場合

規程第503条第13項第1号に規定する市場区分の変更の日

(2) 規程第503条第13項第2号に定める場合

規程第503条第13項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(3) 規程第503条第13項第3号に定める場合

規程第503条第13項第3号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2～6 (略)

7 規程第601条第1項第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項第7号に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) (略)

(2) 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前号に該当する場合を除く。）

法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の経過後3か月以内

会計期間の末日において、第501条第6項に定める純資産の額が正でないときをいう。

4 (略)

5 規程第503条第12項に規定する施行規則で定める日とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日をいう。

(1) 規程第503条第10項第1号に定める場合

規程第503条第10項第1号に規定する市場区分の変更の日

(2) 規程第503条第10項第2号に定める場合

規程第503条第10項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(3) 規程第503条第10項第3号に定める場合

規程第503条第10項第3号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2～6 (略)

7 規程第601条第1項第7号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項第7号に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) (略)

(2) 天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前号に該当する場合を除く。）

法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後3か月以内

8 規程第601条第1項第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第511条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書又は規程第511条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第1項第10号aに該当することとなること。

b・c （略）

(2)・(3) （略）

9～11 （略）

12 規程第601条第1項第15号に規定する施行規則で定める場合とは、上場会社が次の各号のいずれかに掲げる行為を行っているときと当取引所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているときと当取引所が認めた場合をいう。

(1) 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくもの

8 規程第601条第1項第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項（規程第505条第7項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書又は規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第1項第10号aに該当することとなること。

b・c （略）

(2)・(3) （略）

9～11 （略）

12 規程第601条第1項第15号に規定する施行規則で定める場合とは、上場会社が次の各号のいずれかに掲げる行為を行っているときと当取引所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているときと当取引所が認めた場合をいう。

(1) 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入

の導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、買収への対応方針の導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

(2)～(7) (略)

13～16 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第608条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(9) (略)

(10) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を含む。以下同じ。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(11)～(30) (略)

2～4 (略)

（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

(2)～(7) (略)

13～16 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第604条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第608条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(9) (略)

(10) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。以下同じ。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(11)～(30) (略)

2～4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等の上場廃止が決定された場合には、規程第609条の規定に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券等を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号、規程第214条第2号若しくは第4号、規程第220条第2号若しくは第4号、第601条第4項第2号a、第11項第1号若しくは第13項第1号又は第603条第4号若しくは第7号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第720条 規程第709条の規定の適用を受ける新規上場申請者（スタンダード市場又はプライム市場への新規上場申請者に限る。）についての第212条第6項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第709条の規定の適用を受ける新規上場申請者（グロース市場への新規上場申請者に限る。）についての第239条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正

(整理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等の上場廃止が決定された場合には、規程第609条の規定に基づき、当取引所が当該株券等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券等を整理銘柄に指定することができる。ただし、規程第208条第2号若しくは第4号、規程第214条第2号若しくは第4号、規程第220条第2号若しくは第4号、第601条第4項第2号a、第10項第1号若しくは第12項第1号又は第603条第4号若しくは第7号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第720条 規程第709条の規定の適用を受ける新規上場申請者（スタンダード市場又はプライム市場への新規上場申請者に限る。）についての第212条第6項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第709条の規定の適用を受ける新規上場申請者（グロース市場への新規上場申請者に限る。）についての第239条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付

意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第722条 規程第711条(規程第712条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるスタンダード市場又はプライム市場への新規上場申請者(規程第712条において準用する場合にあっては、スタンダード市場又はプライム市場への市場区分の変更申請者)についての第212条第6項(第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第212条第6項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第711条(規程第712条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるグロース市場への新規上場申請者(規程第712条において準用する場合にあっては、グロース市場への市場区分の変更申請者)についての第239条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第722条 規程第711条(規程第712条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるスタンダード市場又はプライム市場への新規上場申請者(規程第712条において準用する場合にあっては、スタンダード市場又はプライム市場への市場区分の変更申請者)についての第212条第6項(第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第212条第6項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第711条(規程第712条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるグロース市場への新規上場申請者(規程第712条において準用する場合にあっては、グロース市場への市場区分の変更申請者)についての第239条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例の取扱い)

第724条 規程第713条(規程第714条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるスタンダード市場又はプライム市場への新規上場申請者(規程第714条において準用する場合にあっては、スタンダード市場又はプライム市場への市場区分の変更申請者)についての第212条第6項(第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第212条第6項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第713条(規程第714条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるグロース市場への新規上場申請者(規程第714条において準用する場合にあっては、グロース市場への市場区分の変更申請者)についての第239条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(会社情報の開示の取扱い)

第804条 (略)

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例の取扱い)

第724条 規程第713条(規程第714条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるスタンダード市場又はプライム市場への新規上場申請者(規程第714条において準用する場合にあっては、スタンダード市場又はプライム市場への市場区分の変更申請者)についての第212条第6項(第309条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第212条第6項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第713条(規程第714条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるグロース市場への新規上場申請者(規程第714条において準用する場合にあっては、グロース市場への市場区分の変更申請者)についての第239条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(会社情報の開示の取扱い)

第804条 (略)

2 (略)

3 第405条第1項の規定は、規程第806条第4項第3号の2の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

4 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第831条 当取引所は、上場優先出資証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先出資証券を規程第838条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第10号、第11号、第13号、第15号、第16号、第17号、第26号又は第27号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(11) (略)

(12) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を含む。以下同じ。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(13)～(27) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第831条 当取引所は、上場優先出資証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場優先出資証券を規程第838条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第10号、第11号、第13号、第15号、第16号、第17号、第26号又は第27号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(11) (略)

(12) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。以下同じ。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(13)～(27) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第902条 規程第903条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(8) (略)

(9) 債券の新規上場を申請しようとする者が外国社債券の発行者（保証付外国社債券の発行者を除く。）である場合には、次のaからeまでに掲げる書類。ただし、上場会社又は上場外国社債券の発行者である場合には提出を要しない。

a 規程第204条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書

b 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書

c～e (略)

(10) (略)

2～6 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第910条 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場債券を規程第914条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第6号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(6) (略)

(7) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書

第902条 規程第903条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(8) (略)

(9) 債券の新規上場を申請しようとする者が外国社債券の発行者（保証付外国社債券の発行者を除く。）である場合には、次のaからeまでに掲げる書類。ただし、上場会社又は上場外国社債券の発行者である場合には提出を要しない。

a 規程第204条第6項に規定する監査報告書又は四半期レビュー報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社でない場合にあつては、中間監査報告書）

b 規程第204条第7項に規定する監査概要書又は四半期レビュー概要書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社でない場合にあつては、中間監査概要書）

c～e (略)

(10) (略)

2～6 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第910条 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場債券を規程第914条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第6号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(6) (略)

(7) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又

を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次の a 又は b に該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第922条 (略)

2 規程第928条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に規定する書類（法令により当取引所に提出されるものを除く。）をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等に次の a 又は b に掲げる書類を提出した場合

a・b (略)

(削る)

その写し

3～5 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第929条 当取引所は、上場交換社債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場交換社債券を規程第938条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) (略)

は四半期報告書について、次の a 又は b に該当した場合

a 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第922条 (略)

2 規程第928条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に規定する書類（法令により当取引所に提出されるものを除く。）をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等に次の a から c までに掲げる書類を提出した場合

a・b (略)

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

その写し

3～5 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第929条 当取引所は、上場交換社債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場交換社債券を規程第938条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) (略)

(2) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(3)～(9) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第937条 規程第944条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) 新規上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のaからdまでのいずれかに掲げる書類を提出した場合

a・b (略)

c 削除

d (略)

その写し

(3)・(4) (略)

2 (略)

(上場審査基準の取扱い)

第939条 (略)

(2) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(3)～(9) (略)

2～4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第937条 規程第944条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) 新規上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のaからdまでのいずれかに掲げる書類を提出した場合

a・b (略)

c 四半期報告書(訂正四半期報告書を含む。)

d (略)

その写し

(3)・(4) (略)

2 (略)

(上場審査基準の取扱い)

第939条 (略)

2・3 (略)

4 規程第945条第1項第1号eに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 監査報告書(基準事業年度及び基準連結会計年度(有価証券報告書等に経理の状況として財務諸表等が記載される最近連結会計年度をいう。)の財務諸表等に添付されるものを除く。以下この項において同じ。)、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、継続企業的前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合

(2) 同号eに規定する財務諸表等又は中間財務諸表等に監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されていない場合であって、当該監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書に代わる書面をもって同号eの審査に準じた審査が可能であると当取引所が認めるとき

(3) (略)

5～8 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第946条 当取引所は、上場ETN信託受益証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ETN信託受益証券を規程第954条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第4号、第15号、19号の

2・3 (略)

4 規程第945条第1項第1号eに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 監査報告書(基準事業年度及び基準連結会計年度(有価証券報告書等に経理の状況として財務諸表等が記載される最近連結会計年度をいう。)の財務諸表等に添付されるものを除く。以下この項において同じ。)又は中間監査報告書(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書。以下この項において同じ。)において、継続企業的前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は中間監査報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合

(2) 同号eに規定する財務諸表等又は中間財務諸表等に監査報告書又は中間監査報告書が添付されていない場合であって、当該監査報告書又は中間監査報告書に代わる書面をもって同号eの審査に準じた審査が可能であると当取引所が認めるとき

(3) (略)

5～8 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第946条 当取引所は、上場ETN信託受益証券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ETN信託受益証券を規程第954条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第4号、第15号、19号の

3又は第20号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(4) (略)

(5) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき

b (略)

(6)～(20) (略)

2～4 (略)

(上場指標連動型ETFの上場廃止基準の取扱い)

第1113条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1112条第1項第3号bの6の

(a)に規定するカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める場合とは、カウンター・パーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が次の各号に該当する場合をいい、同(a)に規定する当取引所が当該状態になったと認める日とは、当該各号に定める日をいう。ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案するものとする。

(1) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

3又は第20号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(4) (略)

(5) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき

b (略)

(6)～(20) (略)

2～4 (略)

(上場指標連動型ETFの上場廃止基準の取扱い)

第1113条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1112条第1項第3号bの6の

(a)に規定するカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める場合とは、カウンター・パーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が次の各号に該当する場合をいい、同(a)に規定する当取引所が当該状態になったと認める日とは、当該各号に定める日をいう。

(1) 財務諸表等又は中間財務諸表等 (カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出

財務諸表等の場合にあつては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等の場合にあつては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間の末日

- (2) 事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、第501条第6項の規定は、純資産の額について準用する。

当該純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日

- (3) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨、期中レビュー

会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

財務諸表等の場合にあつては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等。以下この号において同じ。）の場合にあつては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- (2) 事業年度又は中間会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、第501条第6項の規定は、純資産の額について準用する。

当該純資産の額が正でない状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- (3) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をし

一報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合

監査報告書の場合にあつては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の場合にあつては、当該中間監査報告書又は期中レビュー報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間の末日

(4)～(8) (略)

8～16 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第206条、第207条、第208条、第210条、第211条、第212条、第220条、第221条、第222条、第225条、第226条、第234条、第235条、第238条、第239条、第308条、第309条、第720条、第722条及び第724条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間

ない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載された場合

監査報告書の場合にあつては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書。以下この号において同じ。）の場合にあつては、当該中間監査報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

(4)～(8) (略)

8～16 (略)

若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間
若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請
に係る提出書類等及び形式要件から適用し、施
行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期
連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四
半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提
出書類等及び形式要件については、なお従前の
例による。

3 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和
5年法律第79号。以下「改正法」という。）
による改正前の法第24条の4の7第1項に規
定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項
の規定により提出されたものを含む。次項にお
いて「旧法による四半期報告書」という。）に
係る改正前の第503条、第604条、第83
1条、第910条、第922条、第929条、
第937条、第946条及び第1113条の規
定の適用については、なお従前の例による。

4 旧法による四半期報告書が提出されている場
合（直近の四半期報告書に係る四半期会計期間
又は四半期連結会計期間が属する事業年度又は
連結会計年度に係る有価証券報告書が提出され
ているときを除く。）であって、次の各号に掲
げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる
規定に該当するものとみなす。

（1） 当該四半期報告書の四半期財務諸表等
に添付される四半期レビュー報告書（開示府
令第17条の15第2項各号に掲げる事業を
行う会社（以下「特定事業会社」という。）
にあつては、中間財務諸表等に添付される中
間監査報告書を含む。）において、公認会計
士等の「否定的結論」、「除外事項を付した
限定付結論」又は「結論の表明をしない」旨
が記載されている場合 改正後の第405条
第2項第1号

（2） 改正法による改正前の法第24条の4
の7第4項の規定による訂正報告書におい

て、前項に該当する場合 改正後の第405条第2項第2号

(3) 施行日より前に開始する第2四半期会計期間又は第2四半期連結会計期間を含む第2四半期累計期間又は第2四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書を、当該期間の経過後45日以内に内閣総理大臣に提出できないとき（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。） 改正後の第405条第2項第6号

(4) 施行日より前に開始する第2四半期会計期間又は第2四半期連結会計期間を含む第2四半期累計期間又は第2四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書において、改正法による改正前の法第24条の4の7第4項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される四半期財務諸表等（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）に監査証明府令第3条第1項の四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。）が添付されている場合（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると当取引所が認めるときを除く。） 改正後の第405条第2項第7号

別添9 四半期財務諸表等の作成基準

(新設)

四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

（定義）

第1条 本作成基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業会計基準委員会 公益財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会のことをいう。

(2) 財務諸表等規則ガイドライン 金融庁が定める「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

(3) 四半期財務諸表 四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書（第5条第1項の規定により準用する財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により作成する場合には、指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

(4) 四半期財務諸表等 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表等又は四半期累計期間に係る財務書類をいう。

(5) 四半期連結財務諸表 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（第5条第2項の規定により準用する連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第5条第3項の規定により準用する同規則第314条の規定により修正国際基準により作成する場合には、当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

(6) 連結財務諸表規則ガイドライン 金融庁が定める「連結財務諸表の用語、様式及び

作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

(四半期財務諸表等作成の一般原則)

第2条 四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び中間財務諸表等の作成に当たって適用される会計方針に準拠して作成しなければならない。

2 前項で採用した会計方針は正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

3 四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

(比較情報の作成)

第3条 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当該四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に応じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

(1) 四半期連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項

2 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応する

ものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。

(1) 四半期貸借対照表 前事業年度に係る事項

(2) 四半期損益計算書 前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

(四半期財務諸表等の作成)

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「企業会計基準第12号」という。)に準拠するものとする。

(2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い(連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。)は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

<u>読み替える規定等</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>財務諸表等規則第149条</u>	<u>中間貸借対照表日</u>	<u>四半期貸借対照表日</u>
	<u>第一種中間財務諸表</u>	<u>四半期財務諸表等</u>

<u>財務諸表等 規則ガイド ライン 14 9-3</u>	<u>前事業年度</u>	<u>前会計期間</u> <u>(前事業年</u> <u>度又は前四</u> <u>半期会計期</u> <u>間をいう。)</u>
	<u>規則第 8 条</u> <u>の 27</u>	<u>株式会社東</u> <u>京証券取引</u> <u>所により公</u> <u>表された四</u> <u>半期財務諸</u> <u>表等の作成</u> <u>基準第 4 条</u> <u>第 1 項第 2</u> <u>号において</u> <u>準用する規</u> <u>則第 8 条の</u> <u>27 等</u>
	<u>中間貸借対</u> <u>照表日</u>	<u>四半期貸借</u> <u>対照表日</u>
	<u>当中間会計</u> <u>期間</u>	<u>当四半期会</u> <u>計期間</u>
	<u>事業年度の</u> <u>末日までの</u> <u>期間に対応</u> <u>した内容</u>	<u>「当四半期</u> <u>会計期間が</u> <u>属する事業</u> <u>年度の末日</u> <u>までの期間</u> <u>に対応した</u> <u>内容</u>
<u>財務諸表等</u> <u>規則ガイド</u> <u>ライン 14</u> <u>9-4</u>	<u>規則</u>	<u>株式会社東</u> <u>京証券取引</u> <u>所により公</u> <u>表された四</u> <u>半期財務諸</u> <u>表等の作成</u> <u>基準第 4 条</u> <u>第 1 項第 2</u> <u>号において</u>

		準用する規則
	少なくとも 当中間会計 期間の属す る事業年度 の末日まで	少なくとも 翌四半期会 計期間の末 日まで
	前事業年度	前会計期間 (前事業年 度又は前四 半期会計期 間をいう。)
財務諸表等 規則ガイド ライン14 9-5	前事業年度	前会計期間 (前事業年 度又は前四 半期会計期 間をいう。)
	当中間会計 期間	当四半期会 計期間
	第一種中間 財務諸表	四半期財務 諸表等
	規則	株式会社東 京証券取引 所により公 表された四 半期財務諸 表等の作成 基準第4条 第1項第2 号において 準用する規 則
財務諸表等 規則ガイド ライン14 9-6	中間貸借対 照表日後	四半期貸借 対照表日後
	中間会計期 間が属する	四半期会計 期間が属す

	<u>事業年度(当該中間会計期間を除く。)</u>	<u>る事業年度(当該四半期会計期間以前の期間を除く。)</u>
	<u>規則第137条に規定する重要な後発事象</u>	<u>企業会計基準第12号第19項(19)又は第25項(18)に規定する重要な後発事象</u>

(3) 上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記するものとする。

(4) 前3号に定めのない事項については、四半期財務諸表を作成する場合には財務諸表等規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、四半期連結財務諸表を作成する場合には連結財務諸表規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、それぞれ従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1) 四半期連結貸借対照表(連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期貸借対照表)

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期損益計算書)

(3) 企業会計基準第12号第19項(2)、

(2-2)、(3)若しくは(3-2)又は第25項(1)、(1-2)、(2)若しくは(2-2)に基づく会計方針の変更に関する注記

(4) 企業会計基準第12号第19項(4)若しくは(4-2)又は第25項(3)若しくは(3-2)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

(5) 企業会計基準第12号第19項(6)又は第25項(5)に基づく四半期特有の会計処理に関する注記

(6) 企業会計基準第12号第19項(7)又は第25項(5-2)に基づくセグメント情報等の注記

(7) 企業会計基準第12号第19項(13)又は第25項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

(8) 企業会計基準第12号第19項(14)又は第25項(12)に基づく継続企業的前提に関する注記

(9) 企業会計基準第12号第19項(20-2)又は第25項(19-2)に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)

(10) 企業会計基準第12号第19項(22)又は第25項(21)に基づく修正再表示に関する注記

(指定国際会計基準等に係る四半期財務諸表等)

第5条 財務諸表等規則第326条第2項及び第327条の規定は、同規則第1条の2の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期財務諸表を作成する場合について準用する。この場合において、「前項の規定により」とあるのは「株式会社東京証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項の規定によ

り」と、「財務諸表又は中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表」と読み替えるものとする。

2 連結財務諸表規則第312条及び第313条の規定は、同規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

3 連結財務諸表規則第314条及び第315条の規定は、同規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

4 連結財務諸表規則第316条から第320条までの規定は、同規則第316条の適用を受ける上場会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

5 上場会社は、前各項の規定により四半期財務諸表等を作成する場合には、前条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。

(外国会社の四半期財務諸表等)

第6条 財務諸表等規則第328条から第332条までの規定は、同規則第1条の3に規定する外国会社が四半期累計期間に係る財務書類を作成する場合について準用する。

2 上場外国会社は、前項の規定により四半期累計期間に係る財務書類を作成する場合には、第4条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>II 株券等の新規上場審査〔スタンダード市場〕 (公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 規程第207条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 新規上場申請者が<u>買収への対応方針</u>を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式(当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。)又は議決権の少ない株式(規程第205条第10号bに掲げるものをいう。以下同じ。)である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は<u>買収に対抗</u>することであると認められること。</p> <p>c～h (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>II 株券等の新規上場審査〔スタンダード市場〕 (公益又は投資者保護の観点)</p> <p>6. 規程第207条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 新規上場申請者が<u>買収防衛策</u>を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式(当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。)又は議決権の少ない株式(規程第205条第10号bに掲げるものをいう。以下同じ。)である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は<u>買収防衛策</u>とすることであると認められること。</p> <p>c～h (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>III 株券等の新規上場審査〔プライム市場〕 (公益又は投資者保護の観点)</p>	<p>III 株券等の新規上場審査〔プライム市場〕 (公益又は投資者保護の観点)</p>

6. 規程第213条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)・(3) (略)

(4) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式(当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。)又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。

a (略)

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収に対抗することであると認められること。

c～h (略)

(5)・(6) (略)

IV 株券等の新規上場審査〔グロース市場〕

(公益又は投資者保護の観点)

6. 規程第219条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(7)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

6. 規程第213条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)・(3) (略)

(4) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式(当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。)又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。

a (略)

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることであると認められること。

c～h (略)

(5)・(6) (略)

IV 株券等の新規上場審査〔グロース市場〕

(公益又は投資者保護の観点)

6. 規程第219条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(7)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(4) (略)

(5) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式（当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。

a (略)

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収に対抗することであると認められること。

c～h (略)

(6)・(7) (略)

IX 優先証券の新規上場審査

(公益又は投資者保護の観点)

6. 規程第831条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 優先出資者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規優先出資証券上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(4) (略)

XII ETFの新規上場申請に係る審査

(信用リスク)

b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(4) (略)

(5) 新規上場申請に係る内国株券が、無議決権株式（当該内国株券以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。

a (略)

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることであると認められること。

c～h (略)

(6)・(7) (略)

IX 優先証券の新規上場審査

(公益又は投資者保護の観点)

6. 規程第831条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 優先出資者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a (略)

b 新規優先出資証券上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2)～(4) (略)

XII ETFの新規上場申請に係る審査

(信用リスク)

10. 規程第1104条第1項第2号dの4及び規程第1104条の2第2号gに定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 次のaからdまでに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案するものとする。

a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。

b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」が記載されていること又は監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」が記載されていること。

10. 規程第1104条第1項第2号dの4及び規程第1104条の2第2号gに定める事項についての審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 次のaからdまでに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。

a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等)に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。

b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書若しくは中間監査報告書(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書)において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定の結論」)が記載されていること又は監査報告書若しくは中間監査報告書(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書)において、比較情報についての事項のみを理由

c カウンター・パーティーが直近の事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間の末日において債務超過の状態でないこと。

d (略)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前のXII10.の規定の適用については、なお従前の例による。

として、公認会計士等の「限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」が記載されていること。

c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態でないこと。

d (略)

(2) (略)

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3)の3 (4) 規程第440条の規定 <u>買収への対応方針</u>の内容、その開示状況 (5)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3)の3 (4) 規程第440条の規定 <u>買収防衛策</u>の内容、その開示状況 (5)～(8) (略)</p>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「運用会社」、「MSCB等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「監査報告書等」、「国際会計基準」、「コーポレート・ファイナンス助言業務」、「債券」、「J—A d v i s e r」、「J—Q S」、「指定振替機関」、「受託者」、「上場外国会社」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場債券」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当会社」、「担当J—A d v i s e r」、「担当上場会社」、「特定証券情報」、「特定証券情報（補完）」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「特別利害関係者等」、「取引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「プログラム上場」、「プログラム情報」、「米国会計基準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」及び「流動性プロバイダー」とは、それぞれ特例第2条に規定する運用会社、MSCB等、株券等、株式事務代行機関、監査報告書等、国際会計基準、コーポレート・ファイナンス助言業務、債券、J—A d v i s e r、J—Q S、指定振替機関、受託者、上場外国会社、上場会社、上場株券等、上場債券、上場内国会社、上場有価証券、新規上場申請者、第三者割当、担当会社、担当J—A d v i s e r、担当上場会社、特定証券情報、特定証券情報（補完）、特定上場有価証券、特定投資家、特定投資家向け売付け勧誘等、特定投資家向け取得勧誘、特定取引所金融商品市場、特定有価証券、特別利害関係者等、取引所府令、日本会計基準、発行者情報、半期報告書、非上場逆さ合併、プログラム上場、プログ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「運用会社」、「MSCB等」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「監査報告書等」、「国際会計基準」、「コーポレート・ファイナンス助言業務」、「債券」、「J—A d v i s e r」、「J—Q S」、「指定振替機関」、「<u>四半期報告書</u>」、「受託者」、「上場外国会社」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場債券」、「上場内国会社」、「上場有価証券」、「新規上場申請者」、「第三者割当」、「担当会社」、「担当J—A d v i s e r」、「担当上場会社」、「特定証券情報」、「特定証券情報（補完）」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定投資家向け売付け勧誘等」、「特定投資家向け取得勧誘」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「特別利害関係者等」、「取引所府令」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「半期報告書」、「非上場逆さ合併」、「プログラム上場」、「プログラム情報」、「米国会計基準」、「法」、「募集株式」、「有価証券」、「有価証券届出書」、「有価証券報告書」及び「流動性プロバイダー」とは、それぞれ特例第2条に規定する運用会社、MSCB等、株券等、株式事務代行機関、監査報告書等、国際会計基準、コーポレート・ファイナンス助言業務、債券、J—A d v i s e r、J—Q S、指定振替機関、<u>四半期報告書</u>、受託者、上場外国会社、上場会社、上場株券等、上場債券、上場内国会社、上場有価証券、新規上場申請者、第三者割当、担当会社、担当J—A d v i s e r、担当上場会社、特定証券情報、特定証券情報（補完）、特定上場有価証券、特定投資家、特定投資家向け売付け勧誘等、特定投資家向け取得勧誘、特定取引所金融商品市場、特定有価証券、特別利害関係者等、取引所府令、日本会計基準、発行者情報、半期報告書、非上場</p>

ラム情報、米国会計基準、法、募集株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書及び流動性プロバイダーをいう。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第103条 (略)

2 (略)

3 特例第110条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類等とは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類等とする。この場合において、新規上場申請者は、当取引所に対して、特定証券情報に記載すべき情報であって、当取引所が必要と認める情報を併せて提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 有価証券報告書の提出義務者である者が、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合

有価証券報告書及び半期報告書の写し

(3) (略)

4・5 (略)

6 特例第110条第5項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」又はこれらに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは期中レビューの基準又はこれらと同等の基準に準拠して実施された監査若しくはレビューの

逆さ合併、プログラム上場、プログラム情報、米国会計基準、法、募集株式、有価証券、有価証券届出書、有価証券報告書及び流動性プロバイダーをいう。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第103条 (略)

2 (略)

3 特例第110条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類等とは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類等とする。この場合において、新規上場申請者は、当取引所に対して、特定証券情報に記載すべき情報であって、当取引所が必要と認める情報を併せて提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 有価証券報告書の提出義務者である者が、新規上場申請時に特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しない場合

有価証券報告書及び半期報告書の写し、又は有価証券報告書及び四半期報告書の写し

(3) (略)

4・5 (略)

6 特例第110条第5項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、「無限定適正意見」若しくは「無限定の結論」又はこれらに準ずる意見若しくは結論が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準、中間監査の基準若しくは四半期レビューの基準、又はこれらと同等の基準に準拠して実施された監査又はレビューの

結果が記載されたものであること。

(2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当する証明又はこれと同等のものが記載されたものであること。

(3) (略)

(削る)

7 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第118条第1号aに掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集

（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この号に定める軽微基準に該当するものを含む。）。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

(2) 特例第118条第1号nに掲げる事項

結果が記載されたものであること。

(2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当する証明、又はこれと同等のものが記載されたものであること。

(3) (略)

(4) 最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。

7 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第108条 特例第118条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 特例第118条第1号aに掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集

（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この号に定める軽微基準に該当するものを含む。）。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。

(2) 特例第118条第1号nに掲げる事項

- a 事業の一部を譲渡する場合
次の（a）から（e）までに掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）～（d）（略）
（e）取引規制府令第49条第1項第8号イに掲げる事項
- b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合
次の（a）から（e）までに掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）～（d）（略）
（e）取引規制府令第49条第1項第8号ロ又はハに掲げる事項
- (3) 特例第118条第1号pに掲げる事項
次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。
a（略）
b 取引規制府令第49条第1項第9号に定める事項
- (4) 特例第118条第1号qに掲げる事項
a 業務上の提携を行う場合
次の（a）及び（b）に掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）（略）
（b）取引規制府令第49条第1項第10号イに掲げる事項
- b 業務上の提携の解消を行う場合
次の（a）及び（b）に掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）（略）
（b）取引規制府令第49条第1項第10号ロに掲げる事項
- (5) 特例第118条第1号rに掲げる事項
次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

- a 事業の一部を譲渡する場合
次の（a）から（e）までに掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）～（d）（略）
（e）取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項
- b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合
次の（a）から（e）までに掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）～（d）（略）
（e）取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項
- (3) 特例第118条第1号pに掲げる事項
次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。
a（略）
b 取引規制府令第49条第9号に定める事項
- (4) 特例第118条第1号qに掲げる事項
a 業務上の提携を行う場合
次の（a）及び（b）に掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）（略）
（b）取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項
- b 業務上の提携の解消を行う場合
次の（a）及び（b）に掲げるもののいずれにも該当すること。
（a）（略）
（b）取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項
- (5) 特例第118条第1号rに掲げる事項
次のaからjまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

a～i (略)

j 取引規制府令第49条第1項第11号に定める事項

(6) 特例第118条第1号sに掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 取引規制府令第49条第1項第12号イに掲げる事項

b 固定資産を取得する場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 取引規制府令第49条第1項第12号ロに掲げる事項

(7) (略)

(8) 特例第118条第1号uに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 取引規制府令第49条第1項第13号に定める事項

(9) 特例第118条第1号xに掲げる事項

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a (略)

b 取引規制府令第49条第1項第14号に定める事項

(10)～(12) (略)

2 (略)

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第114条 特例第123条に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次

a～i (略)

j 取引規制府令第49条第11号に定める事項

(6) 特例第118条第1号sに掲げる事項

a 固定資産を譲渡する場合

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項

b 固定資産を取得する場合

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項

(7) (略)

(8) 特例第118条第1号uに掲げる事項

次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。

a～c (略)

d 取引規制府令第49条第13号に定める事項

(9) 特例第118条第1号xに掲げる事項

次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。

a (略)

b 取引規制府令第49条第14号に定める事項

(10)～(12) (略)

2 (略)

(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)

第114条 特例第123条に規定する施行規則で定める支配株主等に関する事項とは、次

の各号に定める事項をいう。

(1) ~ (4) (略)

(5) 支配株主等との取引に関する事項
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。))第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。))第15条の4の2の規定により財務諸表若しくは連結財務諸表に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項(上場外国会社にあつてはこれに相当する事項)をいう。)

a ~ c (略)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第119条 特例第133条に規定する施行規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とし、上場会社は、当該各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 買収への対応方針の導入

上場会社は、買収への対応方針を導入する場合は、開示の十分性、買収への対応方針の透明性、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

(5) (略)

(発行者等のウェブサイトでの開示内容)

第201条 特例第205条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。

(1) (略)

(2) 有価証券報告書の提出義務のある者

a (略)

b 有価証券報告書及び半期報告書並びにこ

の各号に定める事項をいう。

(1) ~ (4) (略)

(5) 支配株主等との取引に関する事項
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。))第8条の10若しくは連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。))第15条の4の2の規定により財務諸表若しくは連結財務諸表に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項(上場外国会社にあつてはこれに相当する事項)をいう。)

a ~ c (略)

(流通市場の機能及び株主の権利の尊重)

第119条 特例第133条に規定する施行規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とし、上場会社は、当該各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 買収防衛策の導入

上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、開示の十分性、買収防衛策の透明性、流通市場の機能及び株主の権利を尊重しなければならない。

(5) (略)

(発行者等のウェブサイトでの開示内容)

第201条 特例第205条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。

(1) (略)

(2) 有価証券報告書の提出義務のある者

a (略)

b 有価証券報告書、半期報告書及び四半期

これらの訂正報告書

c・d (略)

(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第103条第3項若しくは第6項又は第201条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別記第3号様式及び別記第4号様式の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

別記第3号様式

特定証券情報

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～h (略)

i 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。

報告書並びにこれらの訂正報告書

c・d (略)

(3) (略)

別記第3号様式

特定証券情報

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～h (略)

i 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。

(b) 財務書類として前hに従い財務諸表等(財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。)のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

j～m (略)

(1-2) (略)

(2)～(14) (略)

(15) 新規発行新株予約権証券

a～m (略)

n 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収への対応方針)の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

o・p (略)

(16)～(20-2) (略)

(20-3) 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要

(a) (略)

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。)の提出日

(c)～(e) (略)

b～g (略)

(20-4)～(24) (略)

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借

(b) 財務書類として前hに従い財務諸表等(財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。)のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

j～m (略)

(1-2) (略)

(2)～(14) (略)

(15) 新規発行新株予約権証券

a～m (略)

n 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

o・p (略)

(16)～(20-2) (略)

(20-3) 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要

(a) (略)

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び特定証券情報の公表日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。)の提出日

(c)～(e) (略)

b～g (略)

(20-4)～(24) (略)

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近3連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借

対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a) ~ (i) (略)

(j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する被支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう）

(k) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

(l) ~ (q) (略)

b ~ d (略)

(26) ~ (29) (略)

(30) 業績等の概要

最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の次に掲げる主要な経営指標等の推移について、また、

(61) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の次に掲げる主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

(a) ~ (i) (略)

(j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう）

(k) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

(l) ~ (q) (略)

b ~ d (略)

(26) ~ (29) (略)

(30) 業績等の概要

最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載する

(31) ~ (37) (略)

(38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、発行者、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（発行者の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

b (略)

(39) ~ (41) (略)

(42) ライツプランの内容

a 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収への対応方針）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b (略)

(43) ~ (58) (略)

(59) 経理の状況

a・b (略)

こと。なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

(31) ~ (37) (略)

(38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、発行者、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（発行者の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

b (略)

(39) ~ (41) (略)

(42) ライツプランの内容

a 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b (略)

(43) ~ (58) (略)

(59) 経理の状況

a・b (略)

c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d・e (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。なお、次(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、次(61)から(64)までに掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表には監査報告書、中間連結財務諸表には中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付すること。

c 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d・e (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。なお、次(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、次(61)から(64)までに掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸

(6 1) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下「次の連結会計年度」という。）開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に特定証券情報を公表する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(6 2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げること。ただし、前(6 1)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(6 3) 連結株主資本等変動計算

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。ただし、(6 1)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(6 4) 連結キャッシュ・フロー計算書

表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

(6 1) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下「次の連結会計年度」という。）開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に特定証券情報を公表する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表又は次の連結会計年度の第2四半期連結累計期間に係る四半期連結貸借対照表（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(6 2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げること。ただし、前(6 1)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（比較情報を除く。）を、また、前(6 1)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(6 3) 連結株主資本等変動計算

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。ただし、(6 1)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(6 4) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(65)～(74) (略)

別記第4号様式

発行者情報

(記載上の注意)

以下の記載上の注意により第3号様式の記載上の注意に準じて当該記載上の注意に係る記載(「表示」を含む。以下同じ。)をする場合には、「第一部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第3号様式記載上の注意中「特定証券情報の公表日」、「特定証券情報の公表日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末(連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」)と、「最近3連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「特定証券情報に記載した」とあるのは「発行

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(比較情報を除く。)を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(65)～(74) (略)

別記第4号様式

発行者情報

(記載上の注意)

以下の記載上の注意により第3号様式の記載上の注意に準じて当該記載上の注意に係る記載(「表示」を含む。以下同じ。)をする場合には、「第一部 企業情報」の「第5 発行者の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第3号様式記載上の注意中「特定証券情報の公表日」、「特定証券情報の公表日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末(連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」)と、「最近3連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前2連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「特定証券情報に記載した」とあるのは「発行

者情報に記載した」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、必要に応じて、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

(1) 一般的事項

a～h (略)

i 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。

(b) 財務書類として前hに従い財務諸表等（財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

j～m (略)

(2)～(46) (略)

(47) 連結財務諸表

a 第3号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。

b 連結財務諸表には監査報告書、中間連結財務諸表には中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付すること。なお、連結財務諸表等のうち、従前において特例第110条第2項第1号又は第128条第1項の規定により公表された

者情報に記載した」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

特例第128条第1項の規定に基づき中間連結会計期間の終了後3か月以内に公表される発行者情報については、必要に応じて、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」又は「第2四半期連結累計期間」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」又は「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとするほか、適宜必要な読み替えを行うものとする。

(1) 一般的事項

a～h (略)

i 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 財務書類として連結財務諸表等（連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を掲げている場合には、連結会社について記載すること。

(b) 財務書類として前hに従い財務諸表等（財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表をいう。以下同じ。）のみを掲げている場合には、発行者について記載すること。ただし、発行者の事業に密接な関係を有する親会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。

j～m (略)

(2)～(46) (略)

(47) 連結財務諸表

a 第3号様式記載上の注意(60)に準じて記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。なお、連結財務諸表等のう

特定証券情報又は発行者情報に含まれた連結財務諸表等と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表等に対する監査報告書等によるものとする。

(48) ~ (57) (略)

ち、従前において特例第110条第2項第1号又は第128条第1項の規定により公表された特定証券情報又は発行者情報に含まれた連結財務諸表等と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表等に対する監査報告書等によるものとする。

(48) ~ (57) (略)